

★保育料について

保育料は、子どもの父母（生計の中心が同居の祖父母等の場合は祖父母等も含む。）の市町村民税額の合算により決定します。「保育教育標準時間」と「保育短時間」の認定区分によって金額が異なります。保育料は次のように決定されます。

（１）４月から８月までの保育料・・・前年度分の市町村民税額により決定

（２）９月以降の保育料・・・当年度分の市町村民税額により決定

※毎年９月が保育料の切り替え時期になります。

甘楽町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額に関する条例施行規則 別表第２

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	３歳以上児		３歳未満児	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1階層	生活保護世帯等又は市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯等	０円	０円	０円	０円
第2階層	市町村民税非課税世帯(第1階層の世帯を除く。)	０円	０円	０円	０円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯のうち所得割非課税	０円	０円	8,000円	7,800円
第4階層	市町村民税所得割課税世帯であって、その額が48,600円未満である世帯	０円	０円	10,000円	9,800円
第5階層	市町村民税所得割課税額が48,600円以上であって60,000円未満の世帯	０円	０円	13,000円	12,600円
第6階層	市町村民税所得割課税額が60,000円以上であって78,000円未満の世帯	０円	０円	18,000円	17,600円
第7階層	市町村民税所得割課税額が78,000円以上であって97,000円未満の世帯	０円	０円	22,000円	21,600円
第8階層	市町村民税所得割課税額が97,000円以上であって133,000円未満の世帯	０円	０円	28,000円	27,400円
第9階層	市町村民税所得割課税額が133,000円以上であって169,000円未満の世帯	０円	０円	35,000円	34,400円
第10階層	市町村民税所得割課税額が169,000円以上であって301,000円未満の世帯	０円	０円	42,000円	41,200円
第11階層	市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯	０円	０円	46,000円	45,200円

★負担軽減措置などについて

○【同時利用（複数通園）】保育園あるいは保育園と幼稚園に同時に2人以上利用する場合は次の額になります。

- (1) 利用子どもの内2番目の子ども この表の半額
- (2) 利用子どもの内3番目以降の子ども 0円

○【多子カウント年齢制限なし】市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、同時利用に関係なく、同一保護者に扶養されている子どもで第何子目かにより、次の額になります。

- (1) 第2子 この表の半額。ただし、第2階層の場合は0円
- (2) 第3子以降 0円

※例えば小中学校に上の子どもがいる場合、この子どもを第1子として数えることができます。

○【ひとり親世帯等】ひとり親世帯等（備考2）で市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合は、次の額になります。

- (1) 利用子どもの内1番目の子ども 第2階層と同額に引下げ（2,000円あるいは3,000円）
- (2) 利用子どもの内2番目以降の子ども 0円

※ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、多子カウント年齢制限なしについても適用され、同一保護者に扶養されている子どもで第何子目かによる判定となります。

○【第3子以降無料化】甘楽町では、多子世帯の子育てを応援するため、上記の国基準から外れていても同一保護者が3人以上の子どもを扶養している場合には、3人目以降の保育料を無料としています。ただし、町に納める料金や税金等に未納がないことを条件として、別途、減免申請書の提出が必要です。また、町内のかんら保育園あるいは各幼稚園に入園している児童に限ります。

○【延長保育料】延長保育料は、30分100円とし、月額2,000円を上限とします。ただし、1階層については0円とします。なお、この金額は、町内保育所の場合に限ります。

★備考

- 1 この表の「生活保護世帯等」とは、生活保護を受給している世帯や中国残留邦人等の支援給付を受給している世帯のことです。
- 2 この表の「ひとり親世帯等」とは、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する世帯のことです。
 - (1) 子どもの父又は母のいない世帯
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯
 - (3) 療育手帳の交付を受けている人がいる世帯
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
 - (5) 特別児童扶養手当の支給を受けている人がいる世帯
 - (6) 障害基礎年金を受けている人がいる世帯
 - (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると町長が認める世帯
- 3 この表の「保育標準時間認定」とは1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間まで)の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間まで)の保育必要量の認定をいいます。
- 4 子どもの年齢計算については、年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しません。